

会 議 録（要旨）

会議の名称	令和6年度第1回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和6年11月20日（水） 午後 3時30分 開会 午後 5時15分 閉会
開催場所	茨木市文化・子育て複合施設おにクル 7階会議室2
出席者	[委員] 村上 亨 花田 眞理子 梅宮 典子 井ノ口 弘昭 【4人】
欠席者	加賀 有津子 田中 正人 【2人】
事務局職員	下藺産業環境部長、河原産業環境部次長兼商工労政課長、 吉田商工労政課総務係長、松原商工労政課職員 【4人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 会長・副会長の選出について (2) 会議の公開・非公開等について (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について (4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「（仮称）アークスクエア茨木」（新設） 「（仮称）茨木東太田一丁目商業施設計画」（変更） (5) 大規模小売店舗立地法に係る事務の取扱いについて (6) その他
配布資料	(1) 茨木市大規模小売店舗立地審議会規則 (2) 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋） (3) 茨木市情報公開条例（抜粋） (4) 審議案件の概要（（仮称）アークスクエア茨木） (5) 審議案件説明資料（（仮称）アークスクエア茨木） (6) 市の要望に対する回答書（（仮称）アークスクエア茨木） (7) 審議案件の概要（（仮称）茨木東太田一丁目商業施設計画） (8) 審議案件説明資料（（仮称）茨木東太田一丁目商業施設計画） (9) 市の要望に対する回答書（（仮称）茨木東太田一丁目商業施設計画） (10) 審議会等における取扱いについて

議事の経過

1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

3 会長及び副会長の選出

事務局：会長及び副会長の選出について事務局案を提案

委員：事務局案で異議なし

※事務局：以降の議事進行を会長に依頼

4 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うことに決定。

5 会議録の公開について

事務局：会議録の公開について説明。

⇒会議録は発言者を役職名等で表記し、内容を要約したものを、各委員の確認後に公表することに決定。

6 本審議会への設置者の出席について

会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

7 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（（仮称）アークスクエア茨木）

事務局：届出内容について説明。

①設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 開店後駐車場が不足した場合の対応について。
- (2) 来店車両の誘導経路の周知方法について。
- (3) 自転車及び自動二輪の駐輪台数について。

- (4) 開店後の交差点の混雑について。
- (5) 緑化ゾーンについて。
- (6) 計画地真ん中にある事業所の車の出入り等について。
- (7) 区画道路側の交通状況について。
- (8) 駐輪場に入るルートについて。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 他の店舗の駐車場の実態状況から必要駐車台数を 1,416 台と算出しているが、総収容台は 1,845 台となっており、400 台強余裕があるように設計しているためその中でカバーできるものと考えている。また開店時の繁忙について、府道側が交通量の多い道路となるため、区画道路側で納めて府道側の交通を阻害しないように今から警察とのオープン時の協議をしている状況である。
- (2) 開店時の案内に関しては、チラシだけではなく SNS 等のネット環境も使いながら周知方法を検討していく。
- (3) 今回の立地場所及びホームセンター・家電量販店という業種から自転車の利用率は少ないのではないかと考えている。しかし予想以上の来店があった場合は駐輪場も駐車場同様余剰部分でまかなうほか、店舗沿いの自動車の駐車マスを臨時的に開放することも考えられる。自動二輪については他店でも駐車マ스에停めていただいているという状況である。
- (4) 交差点Bについては基準値に近い数字となっていたため、警察との協議の中でも確認いただいた。滞留長が長く設けられているが、もし混雑した場合は迂回経路での案内を行う。また右折車線の滞留長から溜まって真ん中の直進レーンを阻害した場合、理論上左側のレーンだけでさばける状態にはなっているが、交通量がある道路であり、オープン時には混乱する状態になる可能性もあるので対応を十分にしてい
- (5) 図面 3 の店舗南西の丸い円の部分や、府道側の一部分も緑地帯となっている。また、店舗北側の公園は全体的に緑地かつ植栽があり、区画道路側の店舗東側も植栽される計画である。
- (6) 事業所として直接の連携等はないが、交通量調査についてはこの事業所出入口部分も含めた調査をおこなっている。
- (7) 現状物流施設関係の車両が多い。トラックの時間待ちについては地域の自治会長さんからもお話をいただいている。メインとなる荷捌き施設①の搬入場所では道路に滞留するのではなく、時間待ちが発生した場合は敷地内に入っていただく。またそのようなことがないスケジュールを検討している。
- (8) 自転車が物流施設の方から区画道路を使ってくる割合は少ないと考えている。基本的には府道側から区画道路を経由して駐輪場①に向かう車両が多くなる想定である。区画道路側から入る場合は、入口③から入り、駐輪場①②ともに車路を経由して駐輪いただくこととなる。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示

委員：事務局案に異議なし

③総括

本件については市の意見はなし。

8 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（（仮称）茨木東太田一丁目商業施設計画）

事務局：届出内容について説明。

①設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 来退店経路の店舗ホームページへの掲載（周知）について。
- (2) 廃棄物収集車両の計画で車両台数が2台であることについて。
- (3) 届出書記載の来退店経路と現状の誘導及び駐車場混雑状態の提示について。
- (4) 北側出口の利用状況について。
- (5) 駐車場の増設等の検討について。
- (6) 住民意見への対応について。
- (7) 騒音について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) ホームページ等に経路は掲載していない。掲載し誘導することにより多くの方がいらっしゃる可能性があるため警備員を置いて随時対応している。
- (2) 過去の類似店舗の実績からの想定である。
- (3) オープン時にはたくさんの来客があったため、右折での入庫はせず直進して北側の一方通行道路からお帰り頂いていたが、現状来客も落ち着いており、満車でなければ右折の入庫もしていただいている。満車の場合は171号線の段階で「満車につき入れない」旨の案内をし、直進して頂くようにしている。
- (4) 出庫時に西側出口に滞留車がある場合は優先的に北側の出口から出るよう案内している。オープンから半年たった現状では随時使用している。
- (5) 現状満車の状態になっているのは、ここ最近で土日に1回～2回の状況である。
- (6) 警備員について、オープン後そのまま引き続き配置をしており出入口には警備員が立って誘導している。プレオープンの際には非常にたくさんの来客があり、保冷バックだけを事前に販売することにより来客を分散させるつもりであったが、混乱を

招いてしまい、住民の方に大変ご迷惑をおかけした。

- (7) 騒音調査(夜間の設備騒音の合成値)で一部規定値を上回っている箇所があるが、道を挟んだマンションでの計測結果では基準値をクリアしており、現状住民の方から特別ご意見はいただいている。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示

委員：事務局案に異議なし

③総括

本件については市の意見はなし。ただし、「交通渋滞緩和のため適切な対策を講じ、警察や茨木市など関係機関と協議の上必要な交通対策を実施する」及び「対応窓口を明確化する」旨の附帯事項を付け加える。

9 大規模小売店舗立地法に係る事務の取扱いについて

事務局：軽微な変更及び施設の運営方法の変更についての審議会での取り扱いを規定する旨の説明。

委員：特に質問及び異議なし。